第2回総合戦略推進委員会 事前提出された意見

番号	資料名	事前に提出された意見の概要
1	基本施策ごとの施策・ DX施策・KPI	結婚を望みながらも、経済的不安、雇用環境、また出会いの機会不足等を要因に、未婚のまま年齢を重ねる人が増加している現状を踏まえ、『少子化対策における未婚率抑制施策について』重点的に取り組む必要があると考え、次のとおり提案する。 1 若年層の交流機会の創出 地域主導のイベントやマッチング支援など、出会いの場を提供する施策の推進 2 結婚・子育てに伴う経済的支援の強化 住宅取得支援、新婚新生活補助、育児休業中の安定した所得補償などの拡充 3 地域コミュニイティの活性化 子育てサークルなど、結婚後の生活を支えるネットワーク形成

基本戦略	こどもを産み育てやすいまちをつくる
基本施策	こどもを産み育てやすい環境づくり

ļ	具	体	的	な	施	策	具	体	的	な	内	容	
()		·育て家原 る環境の	•	トワーク・	づくり、地	地域全体で	親子および世代間の交流や ターにおける各種講座等を対 育て学習センター等において 同士の仲間づくりや育児相談	舌用し、地域の子育 て、親子や世代間で	てリーダーや子育で の交流イベントの実力	学習グループ、サー	クル等の育成・支援	を図るとともに、児童	館や子

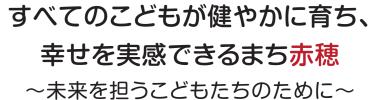


赤穂市

こくも

計画





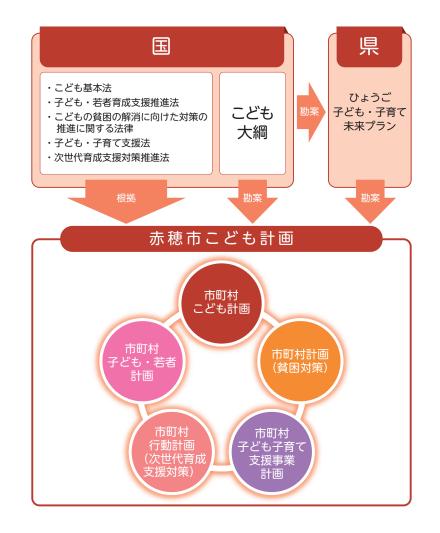


^{令和7年3月} 赤 穂 市

赤穂市こども計画

計画策定の 背景と趣旨

国が令和5(2023)年4月に施行したこども基本法では、すべてのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども大綱」等を勘案した市こども計画を作成することが努力義務とされています。「第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」が令和6(2024)年度末で終了するのに伴い、引き続き本市の実情に応じたこども・若者や子育て当事者に関する支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「赤穂市こども計画」を策定します。



計画の位置づけ

本計画は、国の「こども大綱」及び兵庫県の「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を勘案した、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」であり、「子ども・若者育成支援推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」及び、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村計画を包含するものとします。

また、本計画は「赤穂市総合計画」や「赤穂市地域福祉計画」における、こども・子育てに関する分野別計画の役割を有し、その推進にあたっては、本市のこども・子育てに関連する各分野の計画等との連携・整合性を図りながら、柔軟に施策を展開していきます。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

なお、本計画の進捗状況は、毎年度評価し、 社会経済情勢や市の状況の変化、こども・若者 及び子育て当事者のニーズ等に適切に対応す るため、必要に応じて見直します。

計画の対象

本計画は、こども・若者及び子育て当事者を対象とします。 こども基本法では、「こども」の定義を「心身の発達の過程 にある者」としており、年齢の上限を設けていませんが、本計 画では、「こども」を概ね18歳未満の者、「若者」を思春期から 青年期(施策の内容によっては、ポスト青年期を含む。)の者と します。「こども」と「若者」は一部重複します。



基本理念



すべてのこどもが健やかに育ち、幸せを実感できるまち赤穂 ~未来を担うこどもたちのために~

すべてのこども・若者が、誰一人取り残されることなく、権利を保障され、将来にわたって幸福を実感しながら健やか に成長できるこどもまんなか社会の実現を目指します。

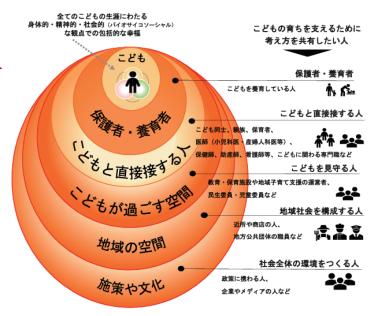
こどもまんなか社会の実現は、こども・若者の健やかな育ちと、子育て家庭が安心して子育てできる環境を整えることにより、一人ひとりのこども・若者、子育て家庭の幸せにつながることはもとより、地域社会にとっても幸福を高め豊かな社会を築く原動力となります。社会全体でこども・若者の成長と幸福を応援し、未来への希望をつなぐ社会づくりに取り組みます。

\ 基本的视点 /

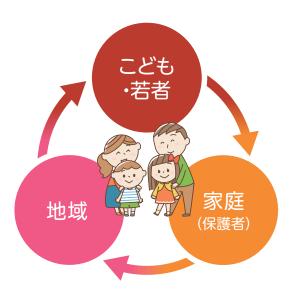
基本理念の実現に向けて、「こども・若者」「家庭」「地域」の3つの基本的な視点から施策を推進します。

(1)基本視点の位置 (こどもまんなかチャート)

こどもを社会の中心に据えた施策の推進を目指し、社会の様々な立場の人がどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となり得るのかについて分かりやすく図式化したものであります。すべての人が当事者となり、こどもまんなかという一貫した考え方のもとでこどもの育ちを保障し、こどもが健やかに育つ社会の実現を目指します。



※空間には、幼児教育・保育施設や子育て支援の施設のみならず、 公園や自然環境、デジタル空間を含む



(2)基本視点の循環

こどもは誕生前から幼児期を経て、学童期、青年期と切れ目なく 育ち、保護者や地域の支えを受けながら成長します。成長したこども は、自身が受けた支援を糧に次世代のこどもたちを支える役割を担 い、保護者や地域の一員として活躍します。このように、こども、保護 者、地域が互いに影響し合い支え合うことで、こども、保護者、地域 が共に育つ持続可能な好循環を生み出します。

\ 施競の体系 /

本計画では、5つの基本目標の実現に向けて、15の施策の方向に基づいた95の施策を推進します。

基本理念	基本目標	施策の方向
Z 11120	±.1.2 ₩	
		1 こどもの権利に関する理解促進
	#+O# 1	こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援
 	基本目標 1 こどもの権利とひとしい 育ちを保障するまち	う 障がいのあるこどもへの支援
べての	自らでははものなう	4 児童虐待防止対策の推進
すべてのこどもが健やかに育ち、		5 こどもの命を守るための取組
未がが		
を使り担	基本目標 2	1 安心して妊娠・出産・育児ができる支援
うこ。育	こどもを安心して 産み育てられるまち	2 子育て支援サービスの充実
ち、幸		3 幼児教育・保育の充実
- 未来を担うこどもたちのためにもが健やかに育ち、幸せを実感で	基本目標 3	1 学校教育環境の充実
	こどもが心身ともに 健やかに成長できるまち) 豊かな心と健康なからだの育成推進
, co		
きるまち赤穂	基本目標 4 若者が将来に希望を	1 若者の生活基盤の安定のための支援
穂	抱くことができるまち	悩みや不安を抱える若者への支援
	基本目標 5	1 相談体制・情報提供の充実
	● 地域全体で子育てを 応援するまち	2 地域の子育て力と安全な生活環境の推進
	ע איניטיון	3 仕事と子育ての両立ができる環境整備

こどもの権利とひとしい 育ちを保障するまち

施策の方向

こどもの権利に関する理解促進

こども・若者の人権を尊重し、権利を保障することが重 要です。すべての人が人権について正しく理解できるよ う普及啓発に努めます。また、こども・若者が、年齢や発達 の程度に応じて意見表明や社会参画の機会が確保され るよう取り組みます。

- 人権啓発のための情報提供
- ●生命の大切さを尊重するこどもの育成
- 教職員の人権尊重に対する理念の涵養
- 施策へのこども・若者の意見反映の促進

施策の方向

こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援

経済的困難により、教育や生活の基本的な機会が制限 されるこどもがいます。関係機関が連携し、貧困の状況に あるこどもを早期に把握し、必要な支援につなげる体制 の充実強化を図ります。

- ひとり親家庭の自立支援の充実
- 施 ●ひとり親家庭の経済的負担の軽減

- 就学援助の実施学習支援の推進
- 相談支援体制の充実

施策の方向

障がいのあるこどもへの支援

障がいや発達に特性のあるこども・若者とその家庭が 安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、 障がいや発達に特性のあるこども・若者の地域社会への 参加・包容(インクルージョン)を推進するとともに、将来に わたり地域全体で切れ目のない支援ができる環境づくり を推進します。

障がいのあるこどもの早期発見・早期支援

特別支援教育の充実療育事業の充実

- ●障がい児(者)福祉サービスの充実
- ●障がいのあるこどもの社会参加の促進
- 相談支援体制の充実
 - 医療的ケア児への支援の推進

施策の方向

児童虐待防止対策の推進

2024年4月に設置した「こども家庭センター」を中心 に、児童相談所や警察、医療機関、学校園所など様々な 関係機関と情報共有や連携を図り、児童虐待やヤングケ アラーの早期発見と適切な支援に努めます。

- 虐待の予防と早期発見への取組の強化
- 児童虐待防止の啓発と相談窓口の周知

養育支援の推進

- ■配偶者等からの暴力(DV)防止と相談支援体制の確立
- 社会的養護の推進
- ヤングケアラーの早期発見と適切な支援

施策の方向

こどもの命を守るための取組

こどもや子育て家庭が安全に安心して日常生活を営む ことができるよう、地域、学校、家庭、行政が連携し、犯罪 や事故、災害からの安全を確保するとともに、インター ネット利用からの犯罪被害及び誹謗中傷被害の防止並び に自殺予防対策に努めます。

- 児童・青少年の健全育成の推進
- 有害情報からこどもを守る体制の整備
- 施 長期休暇明けの自殺対策

- 地域での安心・安全ネットワークづくり
- ■こども・若者の自殺対策の推進

基本目標

こどもを安心して 産み育てられるまち

施策の方向

安心して妊娠・出産・育児ができる支援

こども家庭センターを中心に、相談支援、産前 産後のケア、家庭教育及び小児医療体制等の充 実を図り、産前産後から子育て期を通じた切れ 目のない継続的な支援を提供します。

- 健診事業の充実
- 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- マタニティマークの普及啓発
- 予防接種事業の充実

- 施 ●乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実
 - - ●親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実
 - ●小児医療の充実●小児医療機関の情報提供の充実
 - ●不妊に関する支援の充実 ●かかりつけ医の推進
 - 乳幼児等医療費助成等の実施

産業の方向 子育て支援サービスの充実

共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等により、様々な子育て支援サービスが求められています。地域の中でこどもたちを育み、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、安心して子育てができるよう、すべての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を推進します。

- ●一時預かり事業の充実
- 病児・病後児保育の充実
- 放課後児童健全育成事業(アフタースクール)の充実
- ☆ ●放課後子ども教室推進事業
- 子育て学習センターの充実
 - ファミリー・サポート・センター事業の推進
 - 検診受診時の託児サービスの実施
 - 子育て家庭の経済的負担の軽減
 - すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充

施策の方向

幼児教育・保育の充実

就学前の児童数が減少する一方、母親の就労割合の増加により、保育所等の利用ニーズは高まっています。引き続き保育人材の確保など教育・保育の提供体制の充実に努めるとともに、安全で安心な生活空間の提供と、入所希望に応じた受入れに対応できるよう保育環境の整備を進めます。

- 教育・保育の提供体制の充実
- ●延長保育の充実 ●土曜日午後保育の実施
- ●障がい児保育の推進
- 公立保育所の運営方針のあり方の検討
- 幼稚園教育の充実幼保一体化の検討・推進
- 利用者負担の適正化
- 幼児教育・保育の無償化への対応







基本目標

施策の方向

こどもが心身ともに 健やかに成長できるまち

学校教育環境の充実

こどもたちに健やかな成長や発達を促し、豊かな人間性を育むために、こどもたちの学習の場であり、生活の場でもある学校教育環境の充実は必要不可欠です。学校園所間の連携や地域人材の活用等、地域環境を核とした魅力ある教育活動を推進します。

+4

- 特色ある学校づくりの推進
- が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 が
 - 学校の組織力と教職員の資質向上の推進
 - 外国人児童生徒が学びやすい環境の推進

農かな心と健康なからだの育成推進

豊かな心と健康なからだが、「生きる力」を形成する大きな柱であることを踏まえ、保育所・幼稚園から小・中学校まで、発達段階に応じた心身の育成に努めます。いじめや不登校をはじめとした、こどもたちや保護者の不安や悩みに対応できるよう相談体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

● 心豊かなこどもの育成を目指した教育の推進

- 施 ●こどもが学ぶ機会の提供
 - ●学校等における思春期の保健対策の充実
 - 健康教育・保健指導の充実
 - ●心の問題に配慮した相談体制の充実

基本目標

若者が将来に希望を 抱くことができるまち



施策の方向

若者の生活基盤の安定のための支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、結婚や子育てに関する不安を取り除き、安心して その希望の実現を目指すことができる支援体制の構築に努めます。

また、本市及び地元企業の魅力を発信するとともに、企業説明会の開催や雇用促進を図り、若者が将来にわたる生活基盤を確保し、 将来に希望を持てる社会づくりに取り組みます。

施

- ●プレコンセプションケアの普及啓発
- 出会いの機会の創出
- ●定住支援推進事業
 - 高校卒業時の就職先の確保

施策の方向

悩みや不安を抱える若者への支援

ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者等が増加しています。様々な悩みを持つこども・若者とその保護者に対しての相談支援の充実や気軽に集える居場所を提供するなど総合的な支援体制の充実に努めます。



- ひきこもり相談支援の充実
- 居場所「みんなのいえ」の提供

●ひきこもり啓発講座の実施

基本与目標

地域全体で 子育てを応援するまち

施策の方向

相談体制・情報提供の充実

悩みや不安に直面しているこどもや子育て家庭に対して、関係機関相互の情報共有や連携を図り、適切に対応できる相談支援体制を充実します。また、様々な機会を通して、各種相談窓口や子育て支援サービス、イベント等の情報を積極的に提供します。

- ●相談機関のネットワーク化
- 子育てや家庭教育に関する情報提供の充実

טת

- 各種子育で相談の充実
- ●発達に遅れがみられるこどもへの相談・ 支援事業等の充実
- ●イベントの実施及び情報の提供

施策の方向

地域の子育て力と安全な生活環境の推進

孤立感や不安感を抱く子育て家庭が増加傾向の中、母親クラブや子育てサークル、こども食堂などの市民の自主的な子育て支援活動と協働し、子育て家庭を地域全体で重層的に支える環境づくりを推進します。また、公園や児童館、公共施設、道路等のハード整備に加え、交通安全意識の醸成や地域住民による見守り活動などを実施し、安全で安心な生活環境の整備に努めます。

- ●母親クラブの充実
- 地域・学校園所・大学の連携の推進
- ●子育て支援の人材育成の促進
- ●地域における子育て支援意識の醸成
- ●児童館の維持・管理
 - 地域における多様なこどもの居場所づくりの促進

笼

施

- バリアフリー化の推進
- 身近な遊び場の整備・充実
- ●防犯灯の設置の促進
- 交通安全対策の推進
- 交通安全対策にかかる助成事業の実施
- 施設・通学路の安全対策の充実

施策の方向

仕事と子育ての両立ができる環境整備

共働き世帯が増加傾向の中、女性の家事・子育て負担が依然として大きい状況です。夫婦が相互に充実感を持って働き、子育てや余暇を過ごせるよう、男女平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発を行い、共働き・共育ての気運を醸成します。また、市内企業に対し、子育てしやすい職場環境づくりを普及啓発するなど、女性と男性がともに仕事と子育ての両立ができる環境づくりを推進します。

●子育てと仕事の両立に向けた広報・啓発

●ゆとりある労働環境づくり

就業・再就職の支援

●男女共同による子育ての推進



\ 成器指標 /

計画全体及び各基本目標における成果を測るため、 達成度の指標を設定して取り組みます。

計画全体の達成度

指標	現状(令和5年度)	目標値(令和10年度)
子育てしやすい環境にあると思う人の割合(ニーズ調査平均値)	65.5%	95%

基本目標 1 こどもの権利とひとしい育ちを保障するまち

指標	現状(令和5年度)	目標値(令和10年度)
こどもの意見表明権の認知度(こども・若者調査)	28.8%	70%
こどもの相対的貧困世帯率(生活実態調査)	5.6%	3%
ヤングケアラーの言葉と内容の認知度(ニーズ調査・生活実態調査平均値)	25.5%	70%
母子家庭等就業自立支援事業の新規受給件数	3件	6件
ペアレント・トレーニングの実施回数	10	20
新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合	5.3%	5%以下

基本目標 2 こどもを安心して産み育てられるまち

指標	現状(令和5年度)	目標値(令和10年度)
子育てを楽しいと感じる人の割合(ニーズ調査平均値)	60.5%	75%
産婦健康診査の2回受診率	85.4%	100%
乳幼児一時預かり事業の登録率	26.8%	50%
病児・病後児保育事業の登録率	5.6%	15%
保育所待機児童の数	0人(令和6年4月1日現在)	0人

基本目標 3 こどもが心身ともに健やかに成長できるまち

指標	現状(令和5年度)	目標値(令和10年度)
悩んだり、困ったときに相談できる人がいるこどもの割合(ニーズ調査・生活実態調査平均値)	79.4%	90%
外部人材による教育機会の実施回数	小中学校各校3回	小中学校各校4回
学校医や専門家による職員研修の実施回数	小中学校各校1回	小中学校各校2回

基本目標 4 若者が将来に希望を抱くことができるまち

指標	現状(令和5年度)	目標値(令和10年度)
自分の将来に明るい希望を持っている若者の割合(こども・若者調査)	62.1%	80%
婚活支援事業(ひょうご出会いサポートセンターへの入会費用助成)の申請件数	6件(令和6年度見込み)	20件
「みんなのいえ」の利用者数	658人	700人

基本目標 5 地域全体で子育てを応援するまち

指標	現状(令和5年度)	目標値(令和10年度)
周囲の人に支えられ子育てをしていると実感している人の割合(ニーズ調査平均値)	77.8%	90%
就学前保護者の父親の育児休業の取得率(ニーズ調査)	13.2%	50%
子育て情報サイト(すくすくキッズ)への年間アクセス数	163,138回	300,000回
こどもの居場所のか所数	4か所(令和6年度見込み)	10か所
こどもの人身事故件数(18歳未満)	16人	12人以下

[※]ニーズ調査平均値は、ニーズ調査の就学前保護者及び小学生保護者の同一調査項目の集計による平均値

[※]ニーズ調査・生活実態調査平均値は、こどもを対象に行ったニーズ調査及び生活実態調査の同一調査項目の集計による平均値

\事業量の見込みと確保方策 /

区域の設定

本市においては、市内全域を1区域として設定し、事業の利用状況や今後の動向等も踏まえながら、教育・保育、地域子 ども・子育て支援事業を実施します。

教育・保育の量の見込みと確保方策

特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)や特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅 訪問型支援事業、事業所内保育事業)の施設等に小学校就学前のこどもが日常的に通う事業です。

認定区分	提供施設
1号(3-5歳) 幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
<mark>2号(3-5歳</mark>) 保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号(0-2歳) 保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

確保方策

- 市内の教育・保育施設は公立幼稚園10か所、公立保育所6か所、私立保育園1か所、 認定こども園1か所でサービス提供を実施 しています。
- ●保育の必要性のある4歳児、5歳児の教育利用希望者については、幼稚園預かり保育で対応しています。
- ●保育人材の確保に努めるとともに、多様な 事業者の能力を活用しながら、教育・保育施 設、地域型保育事業により、提供体制の確 保・維持に努めます。

(1)1号認定(認定こども園、幼稚園) 3-5歳

単位:人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	623	567	516	493	478
②確保方策	623	567	516	493	478

(2)2号認定(認定こども園、保育所) 3-5歳

単位:人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(教育ニーズ)	32	29	27	25	26
②確保方策	32	29	27	25	26
①量の見込み(保育ニーズ)	133	124	116	116	112
②確保方策	133	124	116	116	112

(3)3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育) 0-2歳

単位:人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(0歳)	47	45	44	43	41
②確保方策	47	45	44	43	41
①量の見込み(1-2歳)	184	180	178	173	167
②確保方策	184	180	178	173	167

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

上段:量の見込み、下段:確保方策

事業名 単位 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 2 2 2 2 2	
	2
利用者支援事業が所というのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	2
62 59 56 54	52
延長保育事業	52
アフタースクール 538 543 552 560	568
(放課後児童健全育成事業)	568
子育て短期支援事業 35 35 35 35	35
(ショートステイ) 人/年 35 35 35 35	35
197 191 184 179	175
乳児家庭全戸訪問事業 人/年 197 191 184 179	175
35 35 35 35 35	35
養育支援訪問事業 人/年 35 35 35	35
7.67	142
子育て世帯訪問支援事業 人日/年 142 142 142 142 142	142
10 10 10 10	10
児童育成支援拠点事業 人/年 0 10	10
10 10 10 10	10
親子関係形成支援事業	10
3,845 3,726 3,653 3,538	3,433
地域子育で支援拠点事業 人日/年 3,845 3,726 3,653 3,538	3,433
49,292 44,861 40,826 39,006	37,819
一時預かり事業(幼稚園型) 人日/年 49,292 44,861 40,826 39,006	37,819
一時預かり事業 1,109 1,065 1,027 1,006	988
(幼稚園型を除く) 人日/年 1,109 1,065 1,027 1,006	988
病児•病後児保育事業	162
病児•病後児保育事業 人日/年 720 720 720 720	720
ファミリー・サポート・ 1~3 人日/年 391 375 358 338	315
センター事業 年生 人日/年 391 375 358 338	315
(子育て援助活動 4~6 支援事業) 4~6 女援事業) 4~6 女援事業) 4~6 女援事業) 4~6 大日/年 2.64 2.64 2.62 2.64 2.62 2.64 2.62 2.64 2.62 2.64 2.62 2.64 2.62 2.64 2.62 2.65 2.62	293
支援事業)	293
妊婦健康診査事業 296 286 276 268 大年 006 006 007 006	262
296 286 276 268	262
90 87 84 81 産後ケア事業 人日/年 90 87 84 81 81 81 81 81 81 81 81 81 81 81 81 81	79
90 87 84 81	79
0 1,524 1,464 1,428	1,380
乳児等通園 0 1,524 1,464 1,428	1,380
支援事業 0 2,256 2,172 2,112	2,028
(ことも誰でも 0 2,256 2,1/2 2,112	2,028
通園制度) 0 1,680 1,956 1,884 2歳児 人/年 0 1,680 1,956 1,884	1,824
0 1,680 1,956 1,884	1,824

\ 計画の雑進体制等 /

計画の推進体制

本計画を着実に推進していくために、こども・子育て支援に関わる関係機関をはじめ、学校園所、事業所、地域等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。

また、本計画を周知し、市民等の理解を深めるとともに、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

計画の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するため、「赤穂市子ども・子育て会議」においては、「PDCAサイクル(計画・実行・検証・ 改善)」の考え方に基づき、事業の実施状況について点検・評価し、その結果に基づき対策を実施していきます。





赤穂市こども計画 令和7年3月 概要版

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 赤穂市健康福祉部 TEL 0791-43-6808 FAX 0791-43-7138 メール kosodate@city.ako.lg.jp